

後見センターレポート vol.34 (令和8年3月)

令和7年4月から、家庭裁判所で使用する書式が全国の裁判所で統一されました。本号では、主に後見等開始後、後見人等から裁判所に提出していただく初回報告・定期報告書式、財産目録書式について説明します。



統一書式について

1 書式を統一した目的

後見人等の身上保護に関する事情を適切に把握するという観点を踏まえつつ、裁判手続のデジタル化を見据え、報告書式を全国的に統一することとしました。

2 統一書式の留意点

(1) 後見等事務報告書

統一書式では、初回報告・定期報告共に財産管理事務に関する報告に加えて、身上保護事務に関する報告をしていただくことになりました。そのため、初回報告でも「後見等事務報告書」の提出が必要となりました。

身上保護事務に関する項目

初回報告：「第2 後見等事務の方針について」「第3 本人の支援者について」「第4 本人や支援者との面談等の状況について」

定期報告：「第2 これまでに行った後見等事務生活面」「第3 本人の意思確認について」「第5 本人の支援者について」「第6 本人や支援者との面談等の状況について」

これは、後見人等が民法858条の意思尊重義務・身上配慮義務を履行しているかという点に着目し、後見人等が、本人に対し、身上配慮義務を果たす前提として、本人の心身、生活状況や課題の把握等のために求められる本人や支援者との面談等の状況や、意思尊重義務を果たすために求められる本人の意思確認に関する事項を就任時からの報告対象としたものです。これにより、後見人等が本人の心身・生活状況や課題、本人の意向を把握した上で今後の後見等事務を適正に行うことが期待できるようになります。

本人の意思確認の方法や本人等との面談等をどの程度行うかは後見人等の裁量に委ねられていますが、本人の意思確認を全く行わない、本人等との面談等を全く実施していないことは、本人の状況やニーズの把握の観点から問題が生じ得ると考えられるため、それらを行わなかった場合はその理由を具体的に記載してください。

(2) 財産目録

財産目録に別紙が追加されました。

初回報告では、2頁「3 生命保険、損害保険等」ないし「9 遺産分割未了の相続財産」の各項目は全て「初回報告（別紙のとおり）」にチェックをし、必ず別紙を添付してください。

例) 生命保険等を有していない場合

3 生命保険、損害保険等（本人が契約者又は受取人になっているもの）
<input checked="" type="checkbox"/> 初回報告（別紙のとおり） <input type="checkbox"/> 前回報告から変化なし（ <input type="checkbox"/> 該当財産なし） <input type="checkbox"/> 前回報告から変化あり（別紙のとおり）

(別紙)							
3 生命保険、損害保険等（本人が契約者又は受取人になっているもの）							
<input type="checkbox"/> 次のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 当該財産はない <input type="checkbox"/> 不明							
No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額 (受取額)(円)	契約者	受取人	資料
1							<input type="checkbox"/>

定期報告では、上記各項目について、財産内容に変化がない場合は、「前回報告から変化なし」にチェックをしてください。その場合、別紙の該当項目の記載は不要です。また、全ての項目（3ないし9）の財産内容に変化がない場合は、別紙の添付は不要です。

ある項目につき財産内容に変化があった場合は、その項目中の変化がなかった財産も含めて別紙に記載してください。

例) 従前建物1棟を所有していたが、報告期間に2棟目の建物を取得した場合

5 不動産（建物） ※区分所有建物の場合も、下記の項目を記載してください。							
<input checked="" type="checkbox"/> 次のとおり <input type="checkbox"/> 当該財産はない <input type="checkbox"/> 不明							
No.	所在	家屋番号	種類	床面積(m ²)	備考 (現状、持分等)	資料	
1	●●市●●町●丁目●番地●	●番●の●	居宅	1階 120.25 2階 100.50	自宅	<input checked="" type="checkbox"/>	
2	●●市●●町●丁目●番地●	●番●	居宅	1階 80.25 2階 65.50	共有持分1/2（亡弟から相続）	<input checked="" type="checkbox"/>	

変化なしの建物も記載！

(3) 収支予定表、収支状況報告書

書式が統一され新しくなりました。初回報告では収支予定表を提出してください。定期報告では、裁判所から指示があった場合のみ提出が必要という点には変更はありません。また現金出納帳についても、裁判所から指示があった場合のみ提出してください。

(4) その他

① 相続財産目録の提出が必要となりました。

初回報告・定期報告・本人死亡時の報酬申立時の報告の各報告の際に、遺産分割未了の相続財産がある場合に限り相続財産目録を提出してください。

② 後見等開始申立書や後見人等のための各種申立書も統一され、以前の書式から変更されている書式があります。各申立てをお考えの場合にはご注意ください。

3 統一書式の所在

以下のURLは東京家裁の成年後見ウェブサイトになります。後見等事務報告書等の書式は、同サイト内にリンクのある、全国共通の「後見ポータルサイト」内に掲載しています。

【URL】 <https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/seinenkouken/index.html>



書式のダウンロードは後見ポータルサイトへ！